

## 令和6年度第1回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1 日 時：令和6年8月28日（水）午後2時～4時
- 2 場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 出席者：合田委員長、須河内副委員長、東野委員、本田貴裕委員、本田恵委員、西堤委員、遠山委員、大西委員、足立委員、安井委員、緒賀委員、清水委員、成尾委員
- 4 事務局：こども部 寺西部長、中野次長  
こども政策課 美馬課長、藤井課長補佐、浅尾主任、緒方主査、義川係員  
子育て支援課 漕江課長、永原参事、馬屋原課長補佐、池田課長補佐  
保育幼稚園課 竹田課長、中永課長補佐
- 5 傍聴者：0名
- 6 次 第：(1) 門真市第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について  
(2) 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の検討について  
①門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の結果について  
②教育・保育等の提供区域の設定について  
③門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の構成案について  
(3) その他

### （事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議内容につきましては、議事録を作成するため、録音させていただいております。予めご了承くださいますようお願いいたします。

本日は、15名中11名の委員にご出席いただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

只今、本田委員が来られたところでございますので時間をかけて今、資料の確認中でございます。

では、資料の確認をお願いいたします。

資料1「門真市子ども・子育て会議 委員名簿」、資料2「幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況」、資料3「子ども・子育て関係施策の実施状況について」、資料4「子ども・子育て関係施策の実施状況（抜粋）」、資料5「門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査結果の概要」、資料6「量の見込みと教育・保育等の提供区域の設定について」、資料7「門真市第3期子ども・子育て支援事業計画（構成案）」

となっております。資料の不足がございましたら、こちらまでお声掛けください。よろしいでしょうか。

それでは、まず、委員の変更についてご報告させていただきます。

資料1をご覧ください。「門真市子ども・子育て会議委員名簿」でございます。

この度、変更となりましたのは、関係行政機関の職員として門真市立小学校長会から選任いただいている委員でございます。

これまで三村委員に就任いただいておりますが、今回より成尾委員にご就任いただいております。成尾委員におかれましては、本日よりよろしくお願いたします。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、委員長に一任したいと思います。

よろしくお願いたします。

(合田委員長)

皆さん、こんにちは。

今日は台風10号の動向が気になりつつということで、皆様方も色々、心休まるどころじゃないかと思はいますけども、多数ご参集いただきまして本当にありがとうございます。

今年度、第1回目子ども・子育て会議を開催したいと思いますので、ご意見の方たくさん頂けたらと思はいます。

よろしくお願いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題1の「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗管理」について事務局より説明をよろしくお願いたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

この会議では、国が定める指針に基づき、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行うこととされているため、例年、計画に掲げる各施策の取組内容や評価、今後の方向性などをまとめ、ご報告させていただいております。本日は令和5年度の内容を中心にご報告いたします。

まず、資料2をご覧ください。

こちらは、計画において量の見込みと確保方策を定めている地域子ども・子育て支援事業の実績などをまとめたものです。

まず、この資料について簡単に説明させていただきます。

1ページ目の表をご覧ください。

上の項目を見ていただくと、計画内容と実施状況に分かれているかと思はいます。

まず、計画内容として記載している量の見込みは、その事業の想定される利用者数等を算出したものです。その隣の確保方策は、想定される利用者数に対し、どれだけ事業を提供できるのかを想定した数値となっています。

次に、右側に記載している実施状況ですが、こちらの項目は量の見込みや確保方策に対し、実際にどれだけの利用があったのか、どれだけ提供できたのかなどの実績を記載しています。

これから各事業について説明する際は、実施状況を主に説明させていただきます。

それでは、各事業について説明させていただきます。

始めに1ページの「幼児期の教育・保育」についてです。

こちらは、市内の保育所などを利用できる人数と実際に利用した人数を示しています。

5年度の利用者数を見ていただくと、1号認定が739人、2号が1,171人、3号が1,029人、利用定員は、1号認定が1,704人、2号が1,329人、3号が1,112人となっており、いずれも利用定員が、利用者数を上回っているため待機児童は生じていないことになります。

それぞれの人数を計画内容と比較しても大きくかい離はしておらず、概ね計画に沿った形となっています。

今後の方向性については、今後のニーズ量の変化に合わせ、利用定員の調整を検討していくとしています。

次に2ページの「利用者支援事業」です。

こちらは、子育て世帯の方が多様な教育・保育施設などを活用しやすいように必要な支援を行う事業で、支援を行うために設けている相談窓口の箇所数を記載しています。

5年度の実施状況を見ていただきますと、基本型・特定型が2箇所、母子保健型が1箇所となっており、計画内容とも一致していますので、計画に沿った形で実施できています。

今後の方向性については、引き続き、必要とする方が適切に事業を活用できるように支援するほか、利用者のニーズに添った保育情報の提供に努めるとしています。

次に3ページの「地域子育て支援拠点事業」です。

こちらは、主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などを行う施設の実施箇所数と年間の延べ利用人数を記載しています。

5年度の実施状況を見ていただくと、実施箇所数は2箇所、年間のべ利用人数は16,640人となっており、計画内容と比較すると利用者が多くなっています。

かい離の要因としては、令和4年度に実施した中間見直しにおいて、過去の実績に基づき、量の見込みの見直しを行ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなったことにより想定を上回る利用があったことを挙げています。

今後の方向性については、引き続き事業を実施し、より多くの方に利用していただけるよう、来所のきっかけになるようなイベントの開催、相談への適切な情報の提供等を行うとしています。

次に4ページの「妊婦健康診査」です。

こちらは、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業で、年間受診のべ人数を記載しています。

5年度の実施状況を見ていただくと、年間受診のべ人数が8,400人となっており、概ね計画内容に沿った形となっております。

今後の方向性については、引き続き、妊婦1人につき120,000円の公費負担を行い、経済的負担の軽減を図ることで受診しやすい環境を整備し、安心安全な出産を目指すとしています。

せいまい

次に5ページの「乳児家庭全戸訪問事業」です。

こちらは、生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業で、利用実人数を記載しています。

5年度の実施状況を見ていただくと、利用実人数が289人となっており、計画内容と比較すると利用

者が少なくなっています。

その要因としては、出生数が減少傾向にあることや、この事業と合せて実施している新生児訪問の利用実人数がほとんど変化していないことを挙げております。

今後の方向性については、引き続き育児不安などに関する相談・助言・健診の案内・子育て支援サービスの情報提供を行い、子育ての孤立化を防いでいくとしています。

次に6ページの「養育支援訪問事業」です。

こちらは、養育支援が特に必要と判断された家庭に対して保健師等が居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業となります。

5年度の実施状況を見ていただくと、利用実人数が3人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、実施の条件に該当する家庭が見込みよりも少なかったことを挙げています。

今後の方向性については、児童福祉法の改正に伴い、この事業が保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直されるとともに、家事・育児に係る子育て支援に関する情報提供や支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」が新設されたため、その両者を有機的に実施することによって、より効果的な支援を行うとしています。

次に7ページの「子育て短期支援事業」です。

こちらは、保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに児童養護施設などにおいて当該児童を一定期間養育し、保護する事業です。

5年度の実施状況を見ると、年間のべ利用人数は68人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、相談件数が想定を下回ったことが考えられます。

今後の方向性については、引き続き、6施設と委託契約を行い、緊急時等に児童を養育・保護できる体制を整えるとしています。

次に8ページの「子育て援助活動支援事業」です。

こちらは、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となってお互いに助け合う相互援助活動事業です。

5年度の実施状況を見ていただくと、年間のべ利用人数は497人となっており、計画内容と比較すると利用者が多くなっています。

その要因としては、令和4年度に実施した中間見直しにおいて、過去の実績に基づき、量の見込みの見直しを行ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなったことにより想定を上回る利用があったことを挙げています。

今後の方向性については、事業を継続的に実施するため、担い手となる協力会員、両方会員の確保にかかる取組を継続的に実施するとしています。

次に9ページの「一時預かり事業」です。

こちらは保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して、一時預かりを実施する事業です。

内容が「幼稚園型」と「幼稚園型を除く」に分かれていますので、「幼稚園型」から説明させていただきます。

幼稚園などが設定している教育時間は、2時ぐらいまでで設定されている施設が多いのですが、その時間以降も引き続き、施設で子どもを預かるのが幼稚園型となります。

5年度の実施状況を見ていただくと年間のべ利用人数は30,965人となっており、概ね計画内容に沿った形となっています。

次に、「幼稚園型を除く」についてですが、こちらは保育所などで在園児以外の子どもを一時的に預かるもので「一般型」とも呼ばれるものです。

5年度の実施状況を見ていただくと年間のべ利用人数が1,932人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、利用料や利用手続きが必要となることが利用を控える要因となっていることに加え、施設によっては受入体制が整わない日があることを挙げています。

なお、今後の方向性については、「幼稚園型」と「幼稚園型を除く」のいずれも、一定の利用ニーズに対応できているため、今後も引き続き事業を継続していくとしています。

次に10ページの「時間外保育事業」です。

こちらは、保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園などで通常の保育時間を超えて、延長して保育を実施する事業となっています。

5年度の実施状況を見ていただくと、北部が345人、南部が312人で合計657人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、働き方改革の推進や育児休業取得率の増加による保護者の就労形態や就労時間の変化などで保育時間の延長を必要とする子どもが減少したものと考えられます。

今後の方向性については、引き続き保育時間の延長が必要な子どもの保育を実施できる体制を継続するとしています。

次に11ページの「病児・病後児保育事業」です。

こちらは、保護者が働いているため病気や回復期の児童を保育できない場合に医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的にお預かりする事業です。

5年度の実施状況を見ていただくと年間のべ利用人数が973人と計画内容より少なくなっています。

また、実施箇所数についても、計画内容では病児保育事業が北部2箇所、南部1箇所、病後児保育事業が北部1箇所、南部1箇所としていますが、実施状況では病児が北部1箇所、病後児が南部1箇所となっています。

そのため、利用者数が大幅にずれている要因として、実施箇所数の影響を挙げております。

今後の方向性については、利用料を1日500円へ引き下げ、利用しやすい環境整備を図るとともに利用状況や利用ニーズを踏まえ、適切な事業実施に努めるとしています。

最後に12ページの「放課後児童健全育成事業」です。

こちらは、小学校の放課後に児童の適切な遊びと生活の場を提供するなどにより、児童の健全育成を図るためのもので、5年度の時点では市内の全14小学校で実施しています。

5年度の実施状況を見ていただくと、登録児童数が1,403人となっており、計画内容よりもやや少なくなっていますが、大きくかい離があるわけではありません。

そのため、今後の方向性については、引き続き市内の全小学校で実施するとともに、医療的ケア児等の受入れ体制の整備に努めるほか、定員を超えて申し込みがあった場合でも他校で受入ができるように調

整を行うとしています。

資料2の説明は以上となります。

長くなりますので、一度説明を区切らせていただきます。

(合田委員長)

ありがとうございました。只今、事務局の方から第2期計画について定めました量の見込みと確保方策およびに実施状況の報告がありました。

この点について何かご質問等ありましたら、挙手のうえよろしく願いいたします。

(本田貴裕委員)

10番の時間外保育事業についてお聞きしたいのですが、すみません、僕が知識不足で、この通常の保育時間は何時から何時の定めでしょうか。

(合田委員長)

今、本田委員から通常の保育時間の問いがありましたので、返答をよろしく願いいたします。

(事務局)

保育幼稚園課の中永と申します。

通常の保育時間というのが認定の種類によって異なっておりまして、標準時間の方ですと最大11時間、短時間認定の方ですと最大8時間ということになっております。具体的な時間については施設によって開所時間が決まっておりますので、各施設によって異なるといった状況でございます。

以上でございます。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

(合田委員長)

よろしいでしょうか。

(本田貴裕委員)

そのうえで質問ですけど、すみません。

昨日市長とお会いして座談会がありまして、その中で時間外保育事業の話がちょうど出てきたのでお聞きしたいですけど、働き方改革というのが預けてる保護者側だけではなくて、保育園側にももちろん働き方改革というのがあるのではないかっていう話があって、朝預けたときの保育員の方と夕方迎えに行った保育員が違うというのも往々にあり得るという話を市長が昨日されてました。

やっぱり、現場もおそらく朝11時間といったら、すでに勤務時間を超えてのことだと思うので、そのあたりで結構ご苦労されているのかなという話を聞いて、そのあたり現場はどんな感じでしょうか。

(合田委員長)

引き続きよろしいですか。

現場の受け入れ体制についてコメントをお願いできますか。

(事務局)

保育幼稚園課の中永です。

11 時間ということで、シフト制で対応しないと現実的に対応できない時間となっております。各施設の保育士さんのシフトで対応いただいているところではありますが、保育士が全国的にも不足している中で門真市としても不足しております。なかなか新たに雇用というのが難しい状況にあるということでも対応いただいておりますが、対応していただく人材確保ということが現状難しいところで市としてもそこに対しては力を入れていかなければいけないのかなというところで検討を進めているところでございます。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

あと、朝から晩まで一人の保育者で見ることができないので、おそらく子どもの様子が人の目が変わってしまうということがあるのかなということを一応付け加えておきたいなというふうに思います。

もう一個いいですか。

(合田委員長)

大丈夫です。

(本田貴裕委員)

すみません。ありがとうございます。

次、11 番ですけど、これも質問ですけど、私事業をやっておりまして、会社でよくあるのが朝、子どもが病気になったので休みますという保護者からの連絡が多いのですけれど、これは医療機関に一時的に預けることができるというのを、うちのスタッフはこのような制度があるということを知っているのかという質問ですが、今のような例の場合、使えますか。

(合田委員長)

同じく、よろしいですか。

今現場にいらっしゃる先生がいるので、よろしいですか、事務局側。

伝えていただいて大丈夫ですか、お願いします。

(安井委員)

すみません、今日は地域子育て支援事業で出ておりますけれども、私、智鳥保育園の安井と申します。智鳥保育園の方で、病後児保育の方をしております。

病後児ですので、病児保育とはまた違いまして、病児保育というのは病気になった子ども、全てというわけではありませんが、お預かりできますが、病後児は病気の回復期のお子様をお預かりすることになっています。

回復期ということですので、38度以上の熱の場合はお預かりできません。

また、どういう場合かといいますと、例えば今インフルエンザが流行っていました、そしてインフルエンザが終わって、解熱後3日間は集団生活に入れません。

そのようなときにお預かりします。

37.5度、6度、38度未満のお子さんですね。

でもいつもよりは熱があり、集団生活に入れるのは可哀想なので、そのお時間を見ていただきたいとか、あとお母様がどうしてもお仕事を休めない方をお預かりするという事で私たちも皆さんに知っていただくための周知方法として、かどままっぷであったり、色んなところでチラシを配ったりというようにしております。

また自園からの発信を各園の方にもさせていただいておりますので、ぜひ利用していただけるように今後も病後児保育、病児保育に関してはお知らせを続けていこうと思っています。

ただし、利用の仕方について、門真市にあります認定されたお医者さんにかかっていたかまして、病後児の場合は、病後児保育の利用申請書というものを貰っていただかないと利用できません。

それがお母様たちにとってはちょっと難易度が高いというか、どうしても明日仕事が休めないのという方は、前日に夜診で小児科にかかれて、利用書を貰って、次の日の朝8時半から17時半が利用できる時間ですので来ておられますが、急遽、朝起きて熱が出て、そこから病院に行って利用書を貰って利用という、9時、10時、その利用でしたら仕事を休んだ方がいいという方もよくいらっしゃいます。

ですから申込はされても熱が高すぎてキャンセルであったり、申込はされても熱が下がったので、普段の幼稚園に行きますということでキャンセルが多いのも事実ですが、もっとこれからも周知に努めさせていただきますので、どうぞ皆さんお声がけいただければお力になれるかと思えます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

(本田貴裕委員)

小学生は？

(安田委員)

小学生は小学校6年生までお預かりしております。

(本田貴裕委員)

いけるということですね。

(安田委員)

はい。年に2、3人は小学生をお預かりしております。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

事業者側としては、今の安井さんの話でいくと、ちょっと使いにくい制度なのかなっていうのを感じました。

なのでぜひ、その辺りの制度を使いやすいようにしてもらえると、もっと安心して保護者の方がお仕事に勤められるのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

(合田委員長)

ご意見ありがとうございました。

大西委員も保育園の方をされておりますので、先ほどの引継ぎのことを現場としてどのような工夫とか、配慮しているかについてご説明していただければと。

(大西委員)

働き方改革という言葉をいただきましたけども、正直保育現場ほど働き方改革が難しい現場はなくて、人手不足のうえに、月曜日から金曜日まで標準的に11時間以上開所しているような状況になってきますと、週40時間労働の人ではとてもとてもカバーしきれない。

柳町園では朝7時30分から夜の7時まで、18時半までの11時間が標準になっています。

18時31分から30分間だけ延長という形になりますが、そもそも1人の保育士で1人担任ということをしておりませんので、複数担任の上でやっておりますから、必ず子どもに関わっている状況でいけたらいいですが、ただ朝の7時半の時点で、各クラスのスタッフが全員揃っているかというところでもないし、19時の時点で担任が出揃っているかというところでもないわけにはいかないです。

なんとかしてやりたいですが、子どもの残っている人数に合わせて職員を配置しなければいけないという事情もありますので、実は最低人数は2人、これが決まっていますが、朝7時30分の時点で、もし50人の子どもが来るとなると、その50人に対応するスタッフが出勤しなければいけなくなります。

夜19時の時点で、もし50人の子どもが残っていると、それに対応するスタッフを残さないといけないので、実は労働時間の長い、保育利用の多い保護者がたくさん通われている園というのは、どうしても保育士の働く時間が長くなってしまっている現状があります。

引継ぎとしては、ローテーションになり、申し送り書等しますが、それでもできないときはLINEで伝えたり電話で伝えたりという形になってしまいます。

なかなかうまく進めていなくて、ご希望に添えないことが多いのですが、現状としてはこんな感じです。

(合田委員長)

突然のことで申し訳ございませんが、ご参考にしていただいたらなと思います。

では、本田委員の質問はこちらでよろしいでしょうか。

(本田貴裕委員)

はい、ありがとうございます。

(合田委員長)

では、先ほど大西委員に挙手があったと思いますが、お願いします。

(大西委員)

1番の幼児期の教育・保育のところの量の見込み、1号認定が利用定員と利用者数がずっと乖離している。

2号、3号に関しては、そこまで大きく差はないですが、令和5年度に関しましては1号認定の利用定員は1704人で実際の利用者数は739人、約1000人近く差が開いています。

じゃあ、門真市の幼稚園・こども園に3・4・5歳の子が1000人近く今、入れるのかというと、そんなことはないです。

ですから、実は幼稚園のほうだと思いますが、利用定員の人数設定と実利用の人数設定といいますか、保育教諭がいないと受け入れることができないのですが、この利用定員というのは部屋の大きさや、園の設定している定員であって、すぐに受け入れる数ではない定員になっていますので、もしこれがどこかに出たときに、3・4・5歳がすぐには入れると思われてしまうのですが、実際はそこまで、1000人近くは入れるという状況ではなく、私も3歳の受け入れとかをしますけれども、担当課のほうから3歳の受け入れで困っていますという言葉も聞いたりしますので、ここに利用定員の調整を検討していくと書いてあるので、ぜひ利用定員と利用者数を調べるというよりも、受け入れ可能人数のような、今現状で幼稚園も保育教諭もいなくて困っていますので、定員マックスで受け入れるスタッフを常に配置しているわけではないのでそこが少し気になりました。

(合田委員長)

ありがとうございました。

大西委員の問いかけですけれども、実際の利用者数と利用定員の乖離というところで実際と数字上の違いがあるのではないかという問いですけども、事務局のほうよろしくお願いします。

(事務局)

こども政策課の浅尾と申します。

よろしく申し上げます。

只今の大西委員の質問に対してですけども、まず大西委員がおっしゃっている通り実際には認定こども園、保育園は利用定員を実態に合わせて変動させる届出をされるところが多いという形にはなっています。

ただ実際、幼稚園のほうに関しましては、職員の人数や配置、そういったところに応じて実際に利用定員を変更する届出をされているかというところは正直不透明なところがございます。

ですので、幼稚園が元々教育施設というところで大阪府が所管というところもありまして、こちらとのなかなかつながりが薄いというところがありますが、そういったところで職員配置と利用定員の数が

一致しているのかどうか現状、完全に把握できているわけではございません。

そのあたりは、大西委員がおっしゃっている通り、調査をしたうえで適切な利用定員に変更していただく、そういった呼びかけをしていく必要があるのかなというところが考慮しないといけないところになります。

(合田委員長)

ありがとうございました。

大西委員、よろしいでしょうか。

(大西委員)

大丈夫です。

数字に出してしまうと、1000人ぐらい3・4・5歳が入れるように見えてしまうので、2号3号に関しては利用定員の人数で保育園がスタッフを配置している状況なので、1000人も乖離するというのは保育園の方から考えると、あまり考えられない。

子どもが来たら先生を入れようと言う訳にはいかないもので、幼稚園も事情があると思いますが、ちょっと見栄えがよくないと思いますので、すみません、ちょっとそう思っただけです。

(合田委員長)

大西委員、よろしいでしょうか。

(大西委員)

はい、結構です。

(合田委員長)

わかりました。

他の方、ご質問等ありますでしょうか。

安井委員。

(安井委員)

3番の地域子育て支援拠点事業からです。

こちらの表を見ていただきますと、コロナ禍が終わりまして、利用者数がどんどん増えております。

保育園、幼稚園に行かれるまでの間、こちらの遊びの広場に来ていただいて、遊んでいただいているのが実態ですが、今までは0、1、2歳児が等分で利用しておりましたけども、最近では主に0歳児の利用が半分以上を占めています。

ということは、1歳になられたら、育休が明けるお母様たちがお仕事に復帰されていることが見受けられます。

今までと変わったことと言いますと、お母様がここに来れば遊ばせていただけるという形で利用する為に来ておられる方が多かったです、現在はお父様が一緒に参加しながら、受け身だけではなく、自分

たちでこんなことがしたい、あんなことがしたいという遊びの提供もしていただけるようになり、変わってきたという風を感じております。

それから同時に、相談業務の方も請け負っておりますので、そちらの方は遊びに来たついでに、ついでにと言いましたらあれですけど、気軽に育児相談等していただけるので、そういった形ではすごく力になれているのではないかと考えております。

今後、相談業務の方をどんどんアピールして、広げていきたいと考えております。

あと、皆様お揃いなので、保護者の中から要望として、今バスで通っておられる方もいますが、この巡回のバスのコースが決まっておりますので、そこに乗れない、はみ出す親子さんがいらっしやいまして、この今年のような暑い時期にどのようにして通えば良いのかという悩みをおっしゃっていましたので、バスの巡回コースで、その人達を拾える方法はないかなという風に思っております。以上です。

(合田委員長)

実際に安井委員の方で地域子育て支援事業で実施していただいている現状の報告だったと思います。安井委員、現状報告ということでよろしいでしょうか。

(安井委員)

はい、大丈夫です。

(合田委員長)

後ほどパパの育児支援の報告もあるかと思えます。

では、他の委員、いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

それでは、議事を引き続き進めさせていただきたいと思えます。

事務局、引き続きよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは引き続きご説明いたします。

資料3をご覧ください。

こちらは、本市が実施している施策のうち、子どもや子育て世代に関わる取組について、5年度の実施状況や評価、今後の方向性などを取りまとめたものとなります。

1 ページ目をご覧ください。

6 ページの上部に記載の基本目標、基本施策、そして表の中にある個別施策、取組内容については第2期計画に定められているもので、取組内容に沿って各担当部署が実施した取組の実績や評価、今後の方向性等をそれぞれの表に取りまとめ、記載しています。

関係する施策が非常に多く、ここですべてを説明することはできませんので、特に変化があった内容を資料4に抜粋しておりますので、そちらを基に説明させていただきます。

それでは、資料4をご覧ください。

今回抜粋させていただいたのは5つの取組となります。

まず1つ目は公民連携子どもの居場所「子ども LOBBY」の運営です。

この事業は3年度に事業を開始しており、取り組みとしましては、子どもの見守りや支援を必要とする子どもの発見を目的とした子どもの居場所の運営、様々な企業と連携して実施するキャリア教育イベント、その他、不登校児童の支援、保護者相談支援、非認知能力向上プログラムなどを行っています。

5年度の実績としまして、子どもの居場所は年間でのべ2,388名が来場、そのうち、11名を子どもの未来応援ネットワーク事業等につなぎ、継続して支援しています。

その他、キャリア教育イベントは36回実施し、参加者はのべ376名、申込者はのべ994名、不登校児童の支援は8名が利用しました。

2つ目は父親と子どもが参加する「パパぴよ」の開催です。

父親の育児参加を促進するため、地域子育て支援センター『ひよこる〜む』でイベントを開催し、24組の親子が参加しました。父親がメインになって子どもとバルーン遊び等を行い、参加者からは「家庭以外で子どもの姿を見ることができて面白かった」「年上の子の遊ぶ姿を見て、成長が楽しみになった」などの意見をいただきました。

令和6年度も5月下旬に開催した後に、「また開催してほしい」という要望が多くあったため、再度の実施について検討を進めています。

2ページをご覧ください。

3つ目は、小中学校における個に応じた学びの支援の拡充です。

障がいや発達等が原因で「読むこと」に困難さがある子どもの学びを支援するため、各校において音声教材「デイジー教科書」の普及に努めました。「デイジー教科書」とは、ハイライトされたテキストと、音声、画像が同時に表示され、どこを読んでいるかが確認できるデジタル教科書で、これまでは各学校で個別に申請を行い利用していましたが、今回、市教育委員会で一括して申請したことにより、全小中学校で利用ができるようになりました。

また、昨年の会議でも報告させていただいた「通級指導教室」については、5年度に新たに6校に開設したことで、砂子小学校を除くすべての小中学校に設置することができました。

砂子小学校の児童についても、水桜小学校への統合に向けて2学期から脇田小学校の敷地内に移転していたため、脇田小学校の通級指導教室を利用できており、実質的には全小中学校で通級指導が受けることができるようになりました。

4つ目は、企業と連携した環境学習です。

門真市では例年、市内の小学4年生を対象に門真市クリーンセンターで環境学習を実施しており、その一環として5年度は株式会社セブン-イレブン・ジャパンによるリサイクルや食品ロスに関する出張授業を実施しました。

出張授業は希望のあった小学校4校で実施し、受講した約170名の児童が「てまえどりポップ」を作成し、その中で優秀作品となった7点を「食品ロス削減月間」である10月から11月まで門真市内のセブン-イレブン14店舗で掲示されました。

今後も環境学習で連携できる企業の拡充に向けて、検討を進めています。

3ページをご覧ください。

5つ目は（仮称）浜町みらい公園の整備に向けた取組です。

令和8年度の開園をめざしている「（仮称）浜町みらい公園」に、地域や子育て世帯の意見を反映させ

るため、「公園づくりワークショップ」を令和5年度に3回実施しました。

ワークショップには大人だけでなく子どもにも参加してもらい、公園の利用イメージやコンセプト、公園に必要なルールやマナーなどを話し合いました。

子どもから大人まで、様々な意見を取りまとめ、誰もが快適で安心して使える公園の整備に向けて計画を進めています。

第2期計画の進捗状況についての説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま、5年度に実施した事業のうち、新たな取組等があったものを抜粋して報告がありました。報告に関しまして何か質問等ありましたら挙手の上よろしくお願ひいたします。

(本田貴裕委員)

この資料3についての質問でも、よろしいでしょうか。

(合田委員長)

中身でしょうか。

(本田貴裕委員)

中身と言いますか、基本施策についてです。

(合田委員長)

はい、わかりました。

どうぞ。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

基本施策2で子どもの教育環境の充実という目標があるかと思いますが、これについてお聞きしたいのですが、最近お聞きした特にコロナ禍でポケットWi-Fiか何かWi-Fiを無償で配布しているという施策があったかと思いますが、それが今打ち切りになっているという話は本当でしょうか。

(合田委員長)

本田委員のWi-Fiの提供が打ち切りになったという問いですが、事務局の方お願ひできますか。

(成尾委員)

大和田小学校の校長を務めております。

Wi-Fiの方は、市の方から支給はされておられません。

それは、導入した当時はWi-Fiをご家庭で準備できない方がいるということで、貸出をしております。

して、次から就学援助費の方に通信環境を整えるという補助の区分がありますので、それに代えるということで、貸出はしないとお聞きしております。

(合田委員長)

という状況らしいですが。

(本田貴裕委員)

今の状況でその就学援助費で、いわゆる貧困と言いますか、経済的に困難な家庭でW i - F i等の通信環境がないところというのは実際に援助はされているということでしょうか。

というのも、自宅に帰ってから宿題したくてもキュビナなど通信環境が必要な物は、家に帰ってもW i - F iがないとできないじゃないですか。

そんな時に、W i - F iがない環境の子が宿題をやったこなかったという話を聞いたときに、そもそも家にW i - F iがないという話になりかねないのではないかと思います、先ほどのその就学援助費でそれが賄えているのかというのをお聞きしたいです。

(合田委員長)

実情はどうかという質問かと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

学校教育所管課になりますので、詳しいことをなかなか申し上げることは難しいですが、確かに成尾委員がおっしゃるように、現状制度としてはオンライン学習通信費というところが世帯ごとの支給ということで就学援助に含まれているような状況でございます。

就学援助の認定基準についてはそれぞれそのご家庭の世帯人数であったりということで、一定の所得水準に応じて対象者が示されておりますので、それに沿って現状は支給しているといった状況ですので、その就学援助を受けて適切にW i - F iを設置しているかというところはそこまでは分かりかねますが、現状としてはそのような制度となっております。

(合田委員長)

という説明ですが、いかがでしょうか。

(本田貴裕委員)

ということは、お金が保護者に入っているということかと思いますが、それは根本的な解決にならないと思います。

先ほど申しあげましたように、子ども達の教育環境を整えるという点においては今の話で行くと、システム上W i - F iが必要であってお金は必要ではないと思いますので、その辺り見直しが必要なのではないかと個人的には思いました。

以上です。

(合田委員長)

それでは、本田委員の一要望、意見だったと思いますので、教育関係だと思いますが、事務局の方から部署の方にお伝えいただければと思います。

(事務局)

そうですね。

改めまして関係課、教育委員会と連携して情報共有させていただきますので、今後それに向けて検討の方を進めさせていただければと思います。

(合田委員長)

本田委員、よろしいでしょうか。

(本田委員)

はい。

(合田委員長)

ありがとうございます。

そうしましたら、他、ご意見、ご質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、議事の方を進めさせていただきます。

議題2の門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の検討について、門真市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

資料5をご準備ください。

こちらは昨年度に実施しました門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の結果を抜粋し、概要版として作成したものととなります。

まず、この調査は、第3期門真市子ども・子育て支援事業計画を策定する際の基礎資料とするため、市民の皆様が必要とする子どもや子育て支援に関する施策の必要量や、施策に対する意向を把握することを目的に実施したもので、昨年度の子ども・子育て会議で委員の皆様にも調査票を事前にご確認いただいたものです。

それでは1ページをご覧ください。

まず、調査の対象は就学前児童の保護者、小学生の保護者、13～18歳の市民、ひとり親家庭等で、調査票は郵送により配布、回答は返信用封筒での返送又はWeb上の回答フォームで受け付けました。

調査期間は令和6年3月9日から29日までです。

回収結果としましては、就学前児童の保護者が配付数 1,500 件のうち 499 件の 33.3%、小学生の保護者が配付数 1,500 件のうち 513 件の 34.2%、13~18 歳の市民が配付数 750 件のうち 183 件の 24.4%、ひとり親家庭等が配付数 2,200 人のうち 585 人の 26.6%に回答いただいています。

2 ページをご覧ください。

ここからは、就学前児童の保護者と小学生の保護者への調査結果を抜粋して記載しています。

まず、現在の子どもの人数については、就学前、小学生ともに「2人」が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、「2人」、「3人」の回答がわずかに減少しており、「1人」の回答が増えています。

3 ページをご覧ください。

理想と思う子どもの人数については、「2人」が最も多く、次点が「3人」となっています。先ほど見ていただいた現在の子どもの数とは異なり、「1人」の割合は最も低く、2人以上子どもが欲しいと考えている世帯が多いことが分かります。

続いて、もう1人以上の子どもを生み育てたいかを見ると、「思う」が 34.5%となっており、前回の調査から減少しています。

4 ページをご覧ください。

先ほどの設問を受けまして、どのような環境が揃えばもう1人以上の子どもを生みたいかでは、「収入が増えれば」、「子どもに関する費用負担が減れば」が多くなっています。

5 ページをご覧ください。

母親の就労状況については、就学前児童、小学生ともに「フルタイムで働いている」が前回から増えています。

また、就学前児童を見ると「以前は働いていたが、今は働いていない」が前回より減少しています。

6 ページをご覧ください。

平日に定期的に利用している教育・保育事業については、左側が利用の有無となっており、「利用している」が、前回から増加しています。

また、右側が利用している施設の種別になっていますが、認定こども園の利用が大きく増加しており、幼稚園と認可保育所は減少しています。

これは、幼稚園や保育所から認定こども園への移行が進んだことにより、認定こども園の施設数が増えたことが要因と思われます。

7 ページをご覧ください。

時間単位で保育所等を利用する制度についてですが、こちらは、現在、国が実施に向けて取組を進めているこども誰でも通園制度の利用意向について確認した設問となります。

利用対象となる方の 60%以上が「利用したい」と回答しています。

8 ページをご覧ください。

子どもが病気で幼稚園や保育所等を利用できなかつたり小学校を休まなければならなかった場合の対処方法については、就学前児童、小学生ともに「母親が仕事を休んだ」が最も多くなっていますが、「父親が仕事を休んだ」の回答も前回と比べると増加しています。

9 ページをご覧ください。

病気の子どものための保育施設の利用希望については、希望するのは就学前児童で 30.8%、小学生で

15.5%となっています。

10 ページをご覧ください。

小学校就学後に希望する放課後の過ごし方について、左側の小学校低学年時では「放課後児童クラブ」、「自宅」の順に回答が多く、「習い事」は前回と比べると減少しています。

右側の高学年時の回答を見ると、「自宅」と「習い事」の割合が多くなっており、「放課後児童クラブ」の割合は低学年時と比べると減少しています。

11 ページをご覧ください。

放課後児童クラブの利用状況については、小学生全体では30%ほどが利用しています。また、年齢別の放課後児童クラブの利用状況を見ると、6歳児が最も多く、年齢が上がるにつれて、利用割合が減少しています。

12 ページをご覧ください。

子どもとの外出時に困ることについては、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」が最も多く、次いで、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」、「緑や広い歩道が少ないなど街並みにゆとりとうるおいがない」が多くなっています。

13 ページをご覧ください。

左側の子どもが巻き込まれる事故や犯罪については、就学前児童、小学生ともに「感じる」の回答が前回調査より少なく、「感じない」の回答が増加していますが、まだ「感じる」の回答の方が割合としては大きくなっています。

次に、右側の地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が多く、利用しているとの回答は前回調査より減少しています。

また、利用している年齢を見ると0歳児が最も多く、年齢が上がるほど少なくなっています。これは年齢が上がるほど保育所等に入所する子どもが増えることが要因と思われます。

14 ページをご覧ください。

子育て支援に関する事業の認知度を見ると、かどママパパ教室や離乳食講習会などの取組は前回調査と比べて減少しており、すくすくひよこナビ、赤ちゃんの駅は増加しています。

また、前回の調査では項目に含まれていなかった産後ケア事業と子育て支援アプリ「かどぴよ」の認知度はいずれも40%ほどとなっています。

続けて、小学生の結果を見ていただくと、すくすくひよこナビの認知度が就学前児童と同様に前回調査より増加しています。

15 ページをご覧ください。

育児休業の取得状況ですが、前回調査と比べると母親は「働いていなかった」が減少し、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が増加しています。

また、父親を見ても「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が増加しています。

16 ページをご覧ください。

有効と感じる支援・対策については、就学前児童、小学生ともに、「地域における子どもが遊べる拠点の充実」が多くなっています。また、就学前児童では「保育サービスの充実」や「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が、小学生では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が多くなっています。

また、「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」を求める割合は前回よりも減少しています。

17 ページをご覧ください。

子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策を記載しています。

先ほどの設問と同様、就学前児童、小学生ともに「地域における子どもが遊べる拠点の充実」が多くなっているほか、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」についても共通して多くなっています。

「地域における子どもが遊べる拠点の充実」や「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境」が多くなっています。

また、「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」を求める割合も先ほどの設問と同様に前回よりも減少しています。

18 ページをご覧ください。

門真市への定住意向については、前回調査と比べると就学前児童、小学生ともに「どちらかといえば、住み続けたい」の割合がやや増加しています。

19 ページをご覧ください。

充実してほしい子育て支援策については、就学前児童、小学生ともに「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設の整備」、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制の整備」、「子どもの安全を確保する対策の充実」、「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」などが多くなっています。

また、就学前児童であれば「保育料などの無償化」も多くなっています。

ここまでが、就学前児童と小学生の保護者への調査内容となり、次は 13 歳から 18 歳の市民を対象とした調査の内容です。

20 ページをご覧ください。

放課後の過ごし方については、16 時～18 時台「スポーツやクラブ活動をする」、18 時～19 時は「家族と過ごす」、20 時～22 時は「携帯電話やパソコンなどを利用する」が多くなっています。

21 ページをご覧ください。

休日の過ごし方については、10 時～12 時は「スポーツやクラブ活動をする」、12 時～18 時は「友達と遊ぶ」、18 時～22 時は「家族と過ごす」、20 時以降は「携帯電話やパソコンなどを利用する」が多くなっています。

22 ページをご覧ください。

左側がメールやインターネットを利用する中で経験したことですが、「気が付くと何時間もインターネットをしている」、「見ず知らずの人とやりとりをしたことがある」が比較的多く、「匿名掲示板を利用する」も前回調査より増加しています。

次に右の項目をご覧ください。

自分にとって一番必要な場所については、「スポーツや外遊びなど体を思いきり動かすことのできる場所」、「誰にも何も言われずに過ごせる場所」が比較的多いですが、いずれも前回より減少しています。

また、「友達がたくさん集まってくる場所」が減少しています。

23 ページをご覧ください。

自分自身について感じていること、悩みや相談については、左側に記載している 3 つの項目ではすべて「そう思う」、「ややそう思う」が前回調査よりも多くなっており、自身について肯定的に捉えている方が

多くなっていることが伺えます。

右側の悩んでいることについては、「勉強のこと」、「将来のこと」が多く選ばれていますが、「悩んでいることはない」も多くなっています。

24 ページをご覧ください。

結婚、子どもについてですが、将来結婚したいと思うかについては、前回調査と比べると「ぜひ結婚したい」が減少し、「できれば結婚したい」が増えています。

また、結婚のイメージについては、「好きな人とずっと一緒にいられる」、「自分で家族や家庭をつくる」が多いのは前回と同じですが、「子どもが持てる」が減少、「子育てをするのが大変そう」がやや増加しています。

25 ページをご覧ください。

子どもは好きか、何人くらい欲しいと思うかについてですが、子どもについては「好きである」が減少、「わからない」が増加しています。

また、欲しい子どもの数については「2人」が減少、「1人」や「いない」が増加しています。

26 ページをご覧ください。

門真市に対する思いについてですが、門真市に住んでいてよかったと思うかについては、「よかった」、「どちらかといえばよかった」を合わせた割合は前回からほとんど変わらず 60%ほどですが、内訳を見ると「よかった」が増えています。

また、住み続けたいと思うかについては、「住み続けたい」と「どちらかと言えば住み続けたい」を合わせると 40%ほどで前回調査とほとんど変わっていませんが、内訳を見ると「住み続けたい」が減少しています。

27 ページをご覧ください。

門真市に住んでいてよかったと感じる理由については、「住み慣れたところであり、愛着があるから」、「友達・親せきなどが近くに住んでいるから」が前回同様に多くなっています。

また、「買い物に便利だから」が増加しています。

ここまでが、13 歳から 18 歳の市民を対象とした調査の結果となり、次はひとり親家庭等を対象とした調査の内容となります。

28 ページをご覧ください。

現在の就業状況ですが、母子家庭等では、「パート・アルバイト・臨時職員等」が多く、父子家庭では、「正社員・正規職員」が多くなっています。

また、母子家庭等の状況を前回までの調査と比較すると、「正社員・正規職員」は増加傾向、「パート・アルバイト・臨時職員等」はやや減少傾向にあります。

29 ページをご覧ください。

左側の経済的な生活状況については、「やや苦しい」と「苦しい」を合わせると、母子家庭等で 74.1%、父子家庭で 86.4%となっています。

また、前回と比べると父子家庭の「苦しい」が増加しています。

右側の年間の就労収入については、母子家庭等では 100 万円未満が最も多く、他の回答も 250 万円未満が多くなっています。また、父子家庭では 350～400 万円未満が最も多くなっていますが、150～200 万円未満や 250～300 万円未満といった層も割合としては多くなっています。

30 ページをご覧ください。

現在困っていること・相談先ですが、自身のことでは「就労収入が少ない」が母子・父子ともに最も多くなっています。また、「自分の健康」についても30%以上が困っていると回答しています。

子どものことでは、「経済的な理由での学習や進路のこと」が最も多くなっています。また、母子家庭と父子家庭を比較すると父子家庭の方が「不登校・引きこもり」の回答が多くなっています。

相談先では母子家庭、父子家庭ともに「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人」となっています。

また、父子家庭では「相談先がない」の回答が27%となっています。

31 ページをご覧ください。

養育費についてですが、養育費を受け取っているかについては、母子家庭等では、「受け取っている」が前回調査より増加しています。

右側の「養育費の取り決めについて」を見ると、「公正証書等で取り決めをしている」、「口頭や私的書面で取り決めをしている」が前回より増加していますが、「取り決めをしていない」の回答が母子家庭では35.9%、父子家庭では60.7%と多くなっています。

32 ページをご覧ください。

施設や制度・施策の認知と利用状況については、母子家庭、父子家庭ともに「ひとり親家庭医療費助成」は「利用したことがある」が多くなっていますが、それ以外は「知らなかった」が多くなっています。

33 ページをご覧ください。

ひとり親家庭等を取り巻く門真市の環境についてですが、門真市が暮らしやすいかについては、母子家庭・父子家庭ともに「わからない」が回答の半分以上を占めており、「暮らしやすい」と「暮らしやすすくない」を比べると「暮らしやすすくない」の割合が多くなっています。

また、右側のひとり親家庭等を取り巻く環境では、「同じ立場の仲間、友人等が多い」、「市内外への交通の便がよい」の回答が多くなっています。

最後に、34 ページをご覧ください。

自立や生活の安定を図るために望む支援策としては、母子家庭・父子家庭に共通するものとして「年金・児童扶養手当の充実」、「子どもの就学援助の充実」、「医療費負担の軽減」が多くなっており、母子家庭では「公営住宅の増設・優先入居の推進」も多くなっています。

長くなりましたが、ニーズ等調査の結果については以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、実施しましたニーズ等調査の結果について事務局の方から説明がありました。

今の説明について何かご質問等ありましたら挙手の上よろしくお願いたします。

(遠山委員)

すみません、30 ページを見ていると父子家庭のところのお父さんが、不登校、引きこもりが多く、お父さんの相談先がないというところが気になりましたが、お母さんが相談するところとして例えば門真市では女性サポートステーションがありますが、お父さんが相談できる施設というのは市役所の方で

は人権市民相談課があるかと思いますが、お父さんだけが相談する部署と言いますか、場所が無いように思いますが、そのようなことを何か考えてらっしゃいますか。

(合田委員長)

遠山委員からのご質問、よろしいでしょうか。

(事務局)

はい、子育て支援課の池田と申します。

父子家庭の方のご相談先というご質問ですが、父子家庭に限らず母子父子の相談員というものが子育て支援課にはあります。

ですので、お父さんの相談はもちろん、お母さんの相談ももちろん、母子父子の相談は受けさせていただいておりまして、こういったお子さんの養育の相談も随時受けさせていただいている形となります。

(合田委員長)

という回答ですが、遠山委員いかがでしょうか。

(遠山委員)

父子家庭の不登校、引きこもりというところがすごく気になりまして、おそらくお父さんはお子さんと話をするのが下手かなと思ひまして、お母さんは結構子どもと話ができますがお父さんはおそらく子どもと話す時間もないのか、普通のご家庭でしたらお父さんとお子さんはあまり話をしないと思います。

父子家庭の場合、この引きこもりが多いところが心配に思いました。

(合田委員長)

ありがとうございました。

この引きこもりの人数と言いますか、パーセンテージが多いというところが気になったという一つの意見でした。

そうしましたら、他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、質問がないようですので進めさせていただきます。

教育・保育等の提供区域の設定について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

資料6をご覧ください。

まず、量の見込みと提供区域の関係ですが、子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において市町村が定める提供区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を記載することとされています。

そのため、「量の見込み」等を定める際は、事前に提供区域を設定する必要があり、今回はその設定内容について説明させていただきます。

2の教育・保育提供区域の設定をご覧ください。

まず、教育・保育提供区域は、保育所や幼稚園、認定こども園などの就学前教育・保育施設の利用量などを見込むための区域となります。

これまでの計画では、区域ごとの面積や児童人口に対する施設等の社会資源の数の均衡を考慮したうえで、「国道163号を境に南北に区割りした2区域」と定めていました。

現在においても国道163号が市を東西に横断しているという地理的条件や南北における就学前児童人口の分布が大きくは変化していないことを踏まえ、第3期計画でも引き続き、同様の設定とします。

2ページをご覧ください。

こちらは、地域子ども・子育て支援事業の提供区域などについて記載しています。

表を上から見ていきますと、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業、一時預かり事業までの9項目は提供区域を全域としており、その考え方は、地域性を考慮する必要が無く市全域で事業展開を行うためとしています。

次の時間外保育事業と病児・病後児保育事業は、提供区域を2区域としており、先ほど説明した教育・保育の提供区域同様に国道163号を境として区割りした南北で区域を分けています。

その考え方は、事業の性質や地域性を考慮した事業展開が必要であるとして教育・保育提供区域と同様に設定としています。

次の放課後児童健全育成事業は提供区域を全域としています。その考え方は、各小学校区単位で設置することを基本としつつ、市全域で事業展開を行うためとしています。

また、その次の放課後子ども教室は、本市では放課後児童健全育成事業と一体的に実施している事業であるため、放課後児童健全育成事業と同様に全域として設定しています。

なお、第2期計画で提供区域を設定している事業は、すべてその内容を引き継ぐ形となっています。

第3期計画から新たに設定する事業は、6の子育て世帯訪問支援事業ですが、この事業は5の養育支援訪問事業で実施していた内容の一部が別の事業となったものですので、養育支援訪問事業と同様の設定としております。

今後はこの提供区域に従い、量の見込みと確保方策の算出を進めていく予定としております。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局方から提供区域について説明がありました。

この点につきまして、何かご質問ございましたら挙手の上よろしくお願ひいたします。

(大西委員)

この3期の計画と言うのは何年度から何年度になりますか。

(事務局)

第3期計画の計画期間ですが、来年度の令和7年度から令和11年度の5年間となっております。

(大西委員)

すみません、保育園、幼稚園もそうですが、こども誰でも通園制度はこちらの計画に入っていないのでしょうか。

門真市ではおそらく令和8年度から始まってきますが、一時預かり事業を説明頂いた幼稚園型と一般型という形で説明いただきましたが、現状、一般型の利用がすごく少なく、アンケートの中でも保育園を使ってみたいという意見が結構ありますが、実際の一時預かり保育ではそんなに利用数が伸びていないです。

提供側に問題もありますが、こども誰でも通園制度にちょっと触れて説明頂ければなと思います。

(合田委員長)

大西委員の来年度から本格スタートします、こども誰でも通園制度についてご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

まだ正式な情報ではありませんが、計画にこども誰でも通園制度の話を入れるのかというところにつきまして大阪府から、国の方が9月頃に量の見込みの算出手引きを改定するものを出すという情報をいただいております。

その中で、こども誰でも通園制度の話が出てくるとお聞きしておりますので、それが提供されてから内容を考えていく形になるかと思います。

すみません、通園制度のこういった点についてのご質問でしたでしょうか。

(大西委員)

量の見込みもそうですが、開園する受付する園数だったり、私たち幼稚園側、保育園側にも何ヶ園位の規模でやっていただきたいというお声かけが現状無い状況ですので、保育の方の園長会の名前で出ておりますので何か所くらい手を挙げて欲しいのか、またそういう風なことがあれば伝えることももちろんできますし、計画として始まりだしているところではあるので、ちょっと言っていきたいなど、準備とスタッフが必要になりますので。

(合田委員長)

今の大西委員の受け入れる現場としてのお願いになってくると思いますが、事務局の方いかがでしょうか。

(事務局)

保育幼稚園課の中永と申します。

こども誰でも通園制度につきましては、諸々、検討しているところではあるのですが、量の見込みの算出方法は国から示される予定だということもありますので、実際の受け入れ施設数であるとか、どれくらいの定員でお願いしていかないといけないのかということについては、その考え方が示されてから設定、相談等していくことになるのかなということではあります。

ただ、受け入れていただく部分につきまして実際受入れが可能なかどうか、実施の形態も何パターンかあるという中でどういう形態で希望されるだとか、そういったところの意向調査を今後させていただければなというところで考えております。

9月以降の考え方を踏まえつつ、その辺りは引き続き調整、相談させて頂けたらと思います。

(合田委員長)

ありがとうございます。

大西委員、現状の説明いかがでしょうか。

(大西委員)

結構です。

(合田委員長)

ありがとうございました。

他、ご質問等いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

提供区域については第2期と同じ形の方で、ということになるかと思えます。

そうしましたら、続いて計画の構成案についてということで議題に入っていきたいと思えます。

事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

資料7をご覧ください。

こちらは第3期子ども・子育て支援事業計画の構成案となります。

第1章は、計画の概要となります。

1の計画策定の背景や趣旨では、子ども・子育てに係る国の動きや社会情勢の変化を踏まえ、計画策定の背景を記載します。

2の計画の法的な位置づけと関連計画では、計画の根拠法令のほか、大阪府や門真市の関連計画を示します。

3の計画期間はすでに決まっており、令和7年度から令和11年度までとなっています。

4の計画策定の取組では、計画の策定にあたり実施する取組として、市民ニーズ等調査の結果や庁内の策定体制、子ども・子育て会議での審議、パブリックコメントの実施について記載します。

第2章は、子ども・子育てを取り巻く現状と課題となります。

1の本市の人口動態等の現状では、人口推移や子どもの人口推移と推計、世帯構成の状況、就労の状況、出生の動向について記載します。

2の幼児期の教育・保育の利用状況では、第2期計画期間における就学前教育・保育施設の在籍状況や地域子ども・子育て支援事業の実施状況を記載します。

3のニーズ等調査の結果では、先ほど説明した調査結果の内容を一部抜粋して記載します。

4の門真市第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況では、第2期計画期間中の子ども・子育て支援の取組や幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する進捗状況を記載します。

第3章は、計画の基本的な考え方です。

1の基本理念では、計画における基本理念を記載します。

2の基本的な視点では、計画において基本目標や施策体系を定めるにあたっての基本的な視点を記載します。

3の基本目標では、基本的な視点に基づき、計画における基本目標を記載します。

4の重点施策では、門真市市民ニーズ等調査等から本市の子ども・子育てに係る課題を整理したうえで、重点施策を設定します。

5の施策体系では、本市が実施する施策を分類する項目となる基本施策を設定します。

また、設定した基本施策は関係する基本目標と紐づけます。

第4章は、施策の展開です。

この章では、第3章で定めた基本目標に基づき、本市が実施する施策を整理し、記載します。

裏面に行きまして、第5章は、見込みと確保方策です。

1の区域の設定では、先ほど説明しました提供区域の内容を記載します。

2の幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策では、量の見込みの考え方や確保方策の方向性、確保内容やその実施時期などを記載します。

3の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策では、各事業の量の見込みと確保方策を記載します。

第6章は、ひとり親家庭等の支援です。

1のひとり親家庭等を取り巻く状況では、本市の婚姻・離婚の状況やひとり親家庭等の統計情報、ひとり親家庭等を対象とした施策の実施状況のほか、この計画を策定するにあたりひとり親家庭等を対象に実施した調査の結果を記載します。

2の支援にあたっての基本的な視点では、ひとり親等の支援を行うにあたっての基本的な考え方などを記載します。

3の基本方針と施策の展開では、今後実施する施策の内容や方向性を記載します。

第7章は子どもの貧困対策の推進です。

こちらは、今回の計画より新たに追加する内容ですので、記載する項目等も含め検討しているところです。

第8章は、計画の推進です。

計画の推進体制や進捗管理について記載します。

最後に資料編として、計画に係る資料を記載します。

以上を基本的な構成とし、今後詳細な内容の策定を進めさせていただきます。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま支援事業計画の構成案の説明が事務局からありました。

何かご質問等ございましたら、挙手の上よろしくお願ひいたします。

(大西委員)

何度もすみません。

よろしいでしょうか。

第5章の幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の部分ですが、保育の量の確保にはどうしても保育教諭、保育士それから幼稚園教諭の有資格者の確保というところが絶対条件になってきますが、ここを門真市として強く、他市に後塵を拝していると言いますか、人材確保施策がやはり近隣市と比べて門真市は少しどころではなく弱いので、園長会の方でもやはり出てきます。

ここ5年間、6年間新卒保育士が採用できていないという話がある中で、やはり門真の教育を守る上で、ちょっとその部分に門真市として協力を強くお願ひしたいと幼稚園側からも思いますよね、足立先生。

(足立委員)

いいですか。

(合田委員長)

足立委員、どうぞ。

(足立委員)

ちょっと体調を崩しまして、聞きづらい声で失礼します。

今日は成尾先生もおられますけども、保・幼・小の架け橋プランというのを保育幼稚園課と協議しながら、教育委員会もご協力いただいて、幼児期から児童にかけてのスムーズな子どもの成長ということを実践していきたいということで、カリキュラムが作られています、それを実際に実行していこうかと思ひ、大西先生からお話がありましたが、やはり保育士、幼稚園教諭の確保ということが、ひいては保育・教育の質の向上と、そこは合田先生と須河内先生も痛いほど感じておられるかと思ひます。

今、養成校の学生数が減っていると、そこから就職していただくということが非常に厳しくなっているという中で、他の市では非常に市自体が支援するという体制をとって、定着及び育成という点での支援が補助されています。

それが門真は非常に低いということで、なかなか集まらないというのが我々保育園、幼稚園も共通の願ひでして、そのところ何とかして欲しいということですね。

その辺、委員長、副委員長からも現状どんな様子かということもここでお話していただければありがたいなと思ひます。

また市へ、ぜひその辺の効果をどうしたらよいのかということも一案いただければありがたいなと思ひます。

(合田委員長)

今、足立委員からの問いかけがありまして、私ども養成校を司っている立場としましては、委員の皆様

がおられるこの機会ですから現状をお伝えしますと、足立委員が既に言っていたいておりますが、保育者になりたいという学生が年々減り続けています。

せっかく素晴らしい仕事であるにも関わらず、なかなか養成校に入学が叶っていない。

せっかく入学していただいたのに、次に就職ということになりますと今ありましたように、各市町村も自分のところの市に来て欲しいという強い思いを持っておられるところが多数ありますので、市独自の様々な支援事業を展開されてそれを見聞きした学生はそれによってこの市の中の〇〇園に受験しようという流れは確かにあります。

門真市の方も実習、就職でお世話になっていますが、門真市自体の支援につきましてはやはり今の学生は他市との比較をしますので、こういう席上でお願いすることではないかと思いますが、市の方も魅力化ということでご検討いただくということは今まさに保育現場で受け入れられてる先生方と全く同意見になるかと思えます。

須河内先生、どうぞ。

(須河内副委員長)

ほとんどの話は出尽くしているようですが、ちょっと付け加えさせていただきますと、そもそも保育者を志望する学生は減っている状況があるわけですが、そうすると考えないといけないことは、当然確保方策は考えていかなければならないことにはなりますが、同時に定着支援ですね、そこをどうするかという問題の方が実は現実問題として大きいのかなと感じております。

養成校に入学してくる学生がなんらかのきっかけでV字回復してくるのかということ、おそらくそれは考えられないですね。

我々養成校としましては、この先どうやって生き残るかというところは今非常に厳しい状況に置かれているわけです。

18歳人口は減少していく中で保育だけが今からどんどん入学者が増えるという状況はどう考えても考えづらいですね。

そうすると確保方策というところも他市さんがやっていることは当然やるべきかと思いますが、確保方策だけで何かが変わるというのは現実的に少し考えづらいのではないかなと思います。

それよりも門真の保育施設で働くと非常に働きやすいと、魅力的な保育園、幼稚園がいっぱいある、幼保小が繋がっている、というそういう門真市の教育・保育全体の在り方というものが非常に魅力的だという方が定着支援として繋がりますし、それがそのまま保育の質に繋がっていくことになります。

確保方策と一緒に定着支援も考えていただきたいということです。

確保方策の方で出てくるのは処遇改善というのが中心になるわけですが、学生を見ておりますと、どこの市の給料が高いだとか、あるいはどの辺の給料が高いだとか、休日が多いのかという視点で選んでいる学生は少ないように思います。

ある意味そういう視点で選んでいる学生は我々としては少し育て損ねたかなと言いますか、保育という実状を理解できれば保育という仕事はとても大変でやはりどう考えてもブラックです。

これがホワイトになることはないですね。

保育に情熱を傾ければ傾けるほど制限なく仕事が増えてくることになりますので、大変な仕事です。

しかし、それも凌駕するだけの魅力があるというのが保育の世界になってくるかと思えます。

私の勤めている大学においても、やはり保育は大変だけどもおもしろいから私はなりたいたいと言ってくる学生がいることがあります。

そうした学生はやはり長く勤めるといことができます。

様々なことがありながらもなんとか乗り越えて長く勤めていくといことができるわけです。

我々としてはそうした大変だけどやりがいのある仕事なのでという認識を養成校の在学期間中に学んでいただければということで教育をしているというところでもあります。

そういう意味で考えましても、処遇改善プラスして、如何にして魅力的な教育・保育を展開できるかというところを同時並行的にこの子ども・子育て会議に議論の総集に乗せていただければと思います。

長くなりましたが以上です。

(足立委員)

ありがとうございます。

1つ追加でよろしいですか。

(合田委員長)

どうぞ。

(足立委員)

須河内先生がおっしゃった定着という点ですが、これがやはりキーワードになっておりまして、定着するためにはやはり決まった就業時間で、お休みも週2日であるとか、尚且つ有給休暇も取れると、その為には人材の数を確保しなければなりません。

その人材の確保ができないからそういった定着のための就業体制というのがなかなか叶わないというところになってくるとは思います。

すみません。以上です。

(合田委員長)

大西委員と足立委員の人材確保というところで意見もあったかと思いますが、今第3期に向けての構成案の検討と言うところで大西委員と足立委員の意向としてはこの中に人材確保の項目を組み込んで欲しいというところでしょうか。

(大西委員)

ぜひとも。

(足立委員)

量だけでなく質ですね。

(合田委員長)

そうしましたら、人材確保という視点において、今のご意見に対して事務局の方から何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(事務局)

保育幼稚園課の中永と申します。

保育人材の確保に関連して、他市の取組状況等を把握しておりまして色々意見交換をさせていただく中で、各園さんの厳しい状況というのは認識している状況でございます。

その中で市としてどういったことができるか等、お金がかかる部分については限りがあるというところで何が効果的かというところを検証していく必要があると考えております。

今現場で働いておられる保育士さんの方々にアンケート等させていただいて、どういった取組を市に求められているか、働いている中でどういったところに取り組んでほしいだとか、今、働いている所をどう選ばれましたかとか、そういうところを聞かせていただいて、その結果も踏まえながらどんな取組が効果的なのかというところを検討しているところでございます。

保育士確保については、そういった所を踏まえて今後制度化していくことで進めていけたらというのが現状です。

(合田委員長)

ありがとうございます。

追加説明をお願いいたします。

(事務局)

計画での記載というところになりますが、先ほど第5章のところを話をしていましたが、市全体の施策としましては第4章の施策の展開のところを記載をさせていただきますので、そちらの方で第3期計画を策定する際に内容としてどのように追加していくのかというところを検討させていただきます。

(合田委員長)

第4章に組み込まれるということでよろしくをお願いいたします。

そうしましたら、本田委員どうぞ。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

今すごく考えさせられたなと思うことが、確保と定着というところで、先ほど申し上げたように僕は事業をやっております、会社を成り立たせているスタッフのほとんどがうちの場合は子どもを育てながら、幼稚園、保育園に行きながら来てくれているスタッフが多いです。

という中でこれは今まで僕ら事業者側で当たり前になっていたのかなと感じるところがありまして、保護者も預けることが当たり前になってないのかというところが気になっています。

というのが、定着というところで行くと先ほどの待遇というところも大事かもしれませんが、一方で

メンタルの面で保育園、幼稚園の先生が辞めていらっしやらないのかなというのが心配になりました。

保護者の態度という失礼ですが、一言ありがとうであったり、そういうことがあればこの仕事をやってよかったと思うことがたくさんあるのではないかと、例えばこの先ほどの4章の施策の展開というところにもう少し民間の企業と言いますか、関わっている我々のような事業者への啓蒙活動と言いますか、そういうところもあってもいいのかなと視点が違った意見で言えば違うかもしれませんが、ちょっとそこが気になっているところです。

以上です。

(合田委員長)

大西委員、どうぞ。

(大西委員)

素敵な意見、ありがとうございます。

事務局の方からもありましたが、短時間と標準時間というように保育時間がありますが、実は保育には認定時間というものがありまして、仕事の勤務時間プラス通勤時間が本来は園に預けることができる時間です。

例えば、9時～5時で働いていて、30分の通勤となりますと8時半～5時半になります。

しかし、当園では標準であれば6時半まで延長保育料がかかりません。

そうしますと、5時半お迎えではなくて6時半まで子どもを預けるということをししますと、その分スタッフがたくさん残らなければいけなくなります。

細かいことかもしれませんが、実は柳町園でもそうですが、お盆の期間にお休みの協力をしていただいたりとか、働き方改革を進めることができているのは保護者の皆様のおかげというところがあって、そういうフルで使わないと、利用しないと損という発想ではなく、保護者一人ひとりが早く迎えに来ることでスタッフの働き方改革に繋がっていきまますし、土曜日にお父さん、お母さんのお仕事がお休みということがあれば、土曜日に預けないというだけで人数によってスタッフを出勤させなければいけない、週休二日なんてなかなか取れないところが回っていきますので、このように地域の方々に園を支えていくような計画を作っていただければ私たちもすごくうれしいと思いますので、利用者目線に立った計画はもちろんのことですが、園が持続可能な計画を併せて考えていただけると嬉しいかなと思います。

ぜひともよろしく願いいたします。

(合田委員長)

貴重なご意見ありがとうございます。

今、2人の委員の意見に対して事務局の方から返答をお願いできたらと思いますが。

(事務局)

ただいまいただいた意見を踏まえまして計画の策定の方を進めさせていただきます。

どのような形で組み込むかというところは今すぐお答えできませんが、何らかの形で入れられるように検討の方を進めさせていただきます。

(合田委員長)

本田委員、大西委員よろしいでしょうか。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

別件で、第7章が仮となっていますが、この貧困対策は現時点で決まっていること等、計画があればお聞かせいただければと思います。

(合田委員長)

新規の子どもの貧困対策についての問いかけかと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局)

第7章の子どもの貧困対策ですが、既に進めている事業がございます。

先ほど施策の抜粋の部分で説明させていただいた公民連携子どもの居場所「子ども LOBBY」事業もそうですし、平成29年度から子どもの未来応援ネットワーク事業というところで、地域の見守りから情報提供、それを受けての貧困の子どもたちに対する支援というところについては今まで実施させていただいているところでございます。

これまでの第2期計画の所では内容が薄くなっておりましたのでその部分を今回手厚くしまして、新しく章立てをさせていただく形で考えております。

(合田委員長)

という回答ですが、本田委員いかがでしょうか

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

弊社でも色々考えていることがございますので、民間と組んでできることがあればまたご相談させていただければと思います。

以上です。

(合田委員長)

ありがとうございました。

他、ご意見等いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら続いて議題3のその他について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

第3期計画策定についての今後の動きとしまして、令和7年度から11年度までの就学前児童人口の推計や先ほど説明しました量の見込みなど、計画に記載する数値の算出を進めるほか、本市が実施している事業等を整理し、施策の展開等、計画の詳細を作成していきます。

これらを計画の骨子案として取りまとめ、11月上旬を目途に改めて皆さまへお示しさせていただき、ご意見をいただく予定としています。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

今後のスケジュールということで、11月上旬までに第2回目の会議を予定しているという説明であったかと思います。

今の説明について何かご質問等ございましたら挙手の上よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の議題は全て終了とさせていただきますので、会議を終わりたいと思います。

事務局の方から特にありませんでしょうか。

(事務局)

はい。

(合田委員長)

長時間にわたり貴重なご意見をいただきありがとうございました。

それでは会議を終了とさせていただきます。

(以 上)